

意見第 1 号

国会における憲法議論の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 久喜市議会議員

鈴木 松 蔵  
並 木 隆 一  
平 沢 健 一 郎  
成 田 ル ミ 子

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

国会における憲法議論の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなくてはならない。

一方で、我が国を取り巻く内外の諸情勢は大きく変化し、家族、教育、環境などの諸問題、大規模災害や緊急事態への対応等、大きな変化が生じていることを鑑みたとき、今日に至るまで見直しや検討がされていない憲法については、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図るために、新たな時代に対応できる憲法であることが求められる。

このような状況変化を受け、国会でも平成 19 年の国民投票法の成立を機に、憲法審査会が設置され憲法整備に向けた論議が始まった。また国民投票は満 18 歳以上の日本国民とするとなった。

よって、新たな時代にふさわしい憲法に改めるために、憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、国会における活発かつ広範な議論の推進及び国民が自ら判断する国民的議論の喚起を強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
内閣官房長官

あて